

総合パンフレットリニューアル業務仕様書

第1章 総則

1 業務名

総合パンフレットリニューアル業務（以下「本業務」という。）

2 業務目的

小値賀町総合パンフレットは初版から10年以上を経過し、最新トピックの紹介や構成が実情に合わなくなっている。

本業務では、現在の小値賀町総合パンフレットを全面的にリニューアルし、最新の小値賀町の魅力や観光情報を読覧者が見て直感的に理解しやすく、小値賀町への訪問の動機付けとなる観光パンフレットを作成することを目的とする。

3 業務内容

- (1) 作製作業には、企画立案、撮影、取材、デザイン（イラスト作成含む）、編集、校正、印刷、製本、納品、工程管理、PDFデータ作成、当該業務において必要となる全ての作業を含むものとする。
- (2) 総合パンフレットに掲載する観光施設及び関係団体に対する協力の依頼、及び調整については、原則として受託者が行うものとし、委託者は必要に応じて受託者の業務に協力することとする。
- (3) 本業務に必要な資料の収集や撮影は、原則として受託者が行うものとし、委託者は自らが所有する資料や写真の提供など、必要に応じて受託者の業務に協力することとする。また、使用する写真の被写体が人物の場合は、肖像権等の問題が生じないようにすること。
- (4) 第三者が所有する素材を使用する場合、著作権処理を必ず行うこととする。
- (5) 総合パンフレット掲載内容については、別紙の事項に留意し、企画立案すること。

4 業務期間

契約締結日から令和4年3月31日までとする。

5 契約の締結

(1) 契約方法

選定した最優秀提案者と町が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、町との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結することもある。

(2) 契約保証金

小値賀町財務規則第 130 条第 3 項各号のいずれかに該当するときは、免除する。

6 受託者の責任

本業務において、次に掲げる事項は受託者の責任とする。

- (1) 本業務の実施にあたり発生した費用は、本仕様書に特に記載がない限り受託者が負担するものとする。
- (2) 本業務の実施にあたり、受託者の行為に起因して第三者に損害を与えた場合及び紛糾が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。
- (3) 受託者は、本業務終了後、3 年以内において過失又は疎漏等に起因する箇所及び誤りが発見された場合は、受託者の責任と負担において直ちに訂正補充等を行うこと。

7 協議及び報告等

本業務の実施期間中において受託者は、本町担当職員と緊密な連絡を保ち作業を遂行しなければならない。また、打合せ事項について受託者は、その都度「打合せ記録簿」(任意様式)を提出しなければならない。

8 成果品等の検査

各作業については必要に応じて適宜検査を行う。なお、不備な箇所について訂正等の指示を受けたときは、直ちに訂正等しなければならない。

9 その他

- (1) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知りえた事項を第三者に漏らし又は、委託の範囲を超えて利用してはならない。
- (2) 業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、小値賀町個人情報保護条例を順守しなければならない。
- (3) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本町に書面により報告し、本町の承認を得ること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項や業務の遂行に当たって疑義が生じた場合については、本町及び受託者が協議のうえ、定めるものとする。

第2章 成果品

10 成果品

提出された成果品の著作権等の権利は原則、小値賀町へ帰属するものとする。ただし、著作権等の権利が小値賀町へ帰属することで不都合が生じる場合は、小値賀町及び受託

者の協議のもと決定することとする。

- (1) 業務完了報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- (2) 観光パンフレット・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10,000 部（紙媒体）
- (3) 電子データ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 式
- ・上記（2）の印刷用データ
- ・上記（2）のウェブ掲載用の PDF 形式データ
- (4) 打合せ記録簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 式（紙媒体及び電子データ）
- (5) その他成果品

【別紙】

総合パンフレットコンセプト

総合パンフレットについて、下記の点に留意し、効率的な情報発信が可能となるような構成、掲載記事を考案する。

(1) 主なコンテンツ

・観光関連

姫の松原、柿の浜、五両ダキ、赤浜海岸、ポットホール、サンセットポイント、浜崎鼻ゴルフ場、白浜海水浴場、地の神島神社、牛の塔、野崎島自然学塾村、野首海岸、世界文化遺産関係（野崎集落跡、ビジターセンター、神官屋敷、野首集落跡、旧野首教会、舟森集落跡、沖の神嶋神社、王位石）、その他町内観光施設

レンタサイクル、レンタカー、シーカヤック、サップ

・食関連

町内飲食店、古民家レストラン他

・宿泊関連

民泊、古民家、町内宿泊施設他

・アクセス

福岡、佐世保からのアクセス方法

・地図

全体地図（観光施設の位置情報を掲載）、詳細地図（笛吹地区を中心に宿泊施設・飲食店の位置を掲載）

(2) その他受託者独自提案による情報発信

キャッチコピーを盛り込むことなど訴求力の高い情報発信方法に関して、受託者が独自に考案する。